

広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」掲載要領

(目的)

第1条 インターネットを通じた幅広いがん情報の提供を目的として、広島県健康福祉局がん対策課（以下「がん対策課」という。）が開設するホームページ（以下「広島がんネット」という。）への各種情報の掲載に当たり、必要な事項を定める。

(掲載要件)

第2条 広島がんネットに情報等の掲載を希望する者は、別記要件を満たすことについて同意し、また、広島がんネットへの掲載後においても遵守しなければならない。

2 別記掲載要件を変更するときは、あらかじめ、広島県がん相談支援・情報提供推進会議において意見聴取を行う。

(掲載申請)

第3条 広島がんネットに情報等の掲載を希望する者は、次により、がん対策課へ申請するものとする。

掲載内容	申請方法	申請書類	申請期限
(1) がん患者団体及びがん患者支援団体等（がんサロンを含む。）	○掲載申請書に必要書類を添えて、がん対策課に提出	○別紙様式による掲載申請書 ○別紙1「広島がんネット」掲載内容確認票【患者団体等】	○別途、がん対策課が定める日
(2) イベント情報等	○掲載申請書に必要書類を添えて、がん対策課に提出	○別紙様式による掲載申請書 ○別紙2「広島がんネット」掲載内容確認票【イベント情報等】	○掲載希望日の1週間（掲載希望日を含まない。）前まで

(掲載情報)

第4条 広島がんネットへの掲載申請があった情報については、がん対策課において掲載の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。ただし、がん患者団体及びがん患者支援団体の申請について、必要と認める場合には、広島県がん相談支援・情報提供推進会議において意見聴取を行う。

2 「広島がんネット」への掲載後であっても、次の場合には、掲載情報を削除する。

- ア 第2条に定める掲載要件を満たさないことが判明した場合
- イ 公序良俗に反する場合
- ウ 法令に反する場合
- エ 犯罪的行為を誘発する場合
- オ 第三者に損害または不利益を与える場合

- カ 第三者を誹謗中傷している場合
- キ 記載された内容が虚偽である場合

(変更届)

第5条 掲載された情報について、その内容に変更がある場合は、速やかにがん対策課までその旨を連絡すること。

(更新手続)

第6条 広島がんネットに掲載されたがん患者団体及びがん患者支援団体は、その活動状況の更新のために、毎年3月末日までに掲載申請書を再提出しなければならない。

(附則)

この要領は、平成21年2月23日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記

1 がん患者団体及びがん患者支援団体の掲載要件

○次の(1)から(5)までのすべての要件を満たすこと

項目	要件
(1) 設立趣旨	がん患者及びその家族相互の情報交換，交流を図ることを主たる目的とする団体（がん患者団体）又はがん患者を支援することを主たる目的とする団体（がん患者支援団体）であること
(2) 活動状況	県内に活動の拠点を有し（※ ¹ ），定款・規約等に基づいて（※ ² ），がん患者及びその家族を対象とした活動が県内で行われていること
(3) 構 成 員	主たる構成員が県内在住のがん患者及びその家族であること（※ ³ ） ただし，がん患者支援団体にあつては，医療従事者等が主たる構成員となることを妨げない
(4) 非営利性	営利を目的としない団体であること
(5) そ の 他	会員及びその他の者に対し，以下の事項を強要・斡旋しない団体であること ・医薬品，健康食品，サプリメント及び健康に関する物品の購入，販売又はそれに類似する行為 ・科学的根拠に基づかない特定の治療法 ・宗教の教義や儀式的行為 ・政治上の主義や特定政党の支持

※¹ 当該団体の本部や支部（事務局等を含む。）が県内に置かれていること。

※² 定款・規約等において，団体の設立目的，入退会の方法，会費の有無等について規定され，当該団体への入退会等に当たっては，がん患者及びその家族の意思が十分に尊重されるよう配慮されていること。

※³ 県内在住のがん患者及びその家族が団体の構成員の半数以上であること。

2 イベント情報等の掲載要件

○次の(1)から(5)までのすべての要件を満たすこと

項目	要件
(1) 実施主体	国，地方公共団体，医療機関，がん患者団体及びがん患者支援団体が主催する事業（がん患者団体及びがん患者支援団体にあつては，がん患者団体の掲載要件を満たす団体に限る）
特 例	上記に該当しないものであつても，公益法人（宗教法人を除く），報道機関など公共性の強い団体が主催する事業
(2) 事業内容	がん対策の推進や県民へのがんの普及啓発に寄与するものであること
(3) 対 象 者	一般県民又はがん患者及びその家族を対象とする事業であつて，主催団体の構成員のみを対象とするものでないこと
(4) 非営利性	営利を目的とするものではないこと（※）
(5) そ の 他	イベント，研修，セミナー等において，以下の事項を行うものでないこと ・医薬品，健康食品，サプリメント及び健康に関する物品の販売，斡旋又はそれに類似する行為 ・科学的根拠に基づかない特定の治療法の強要 ・宗教の教義や儀式的行為 ・政治上の主義や特定政党の支持

※ 事業実施に当たって必要となる経費相当額の収入は除く